

岐阜県公報

目 次

公 示

指定管理者の指定

(観光・ブランド振興課)

ページ
一

号 外 (四) 平 成 二 十 二 年 三 月 三 十 日

公 示

指定管理者の指定

岐阜県恵那山高原国民休養地に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)第六条の規定により公示する。

平成二十二年三月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

恵那市長島町正家二丁目一番地一
恵那市

二 指定の期間

平成二十二年四月一日から
同 二十五年三月三十一日まで

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

平成二十二年三月三十日

平成二十二年三月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社